

トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

助成内容

1 支給対象期間及び支給額

- (1) 本奨励金は、支給対象者のトライアル雇用に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月間（以下「支給対象期間」という）を対象として助成が行われます。
支給額は下表のとおりとなります。

対象者	支給上限額	支給上限額の計算式
母子家庭の母等、父子家庭の父	15万円	トライアル雇用期間3か月×5万円
上記以外	12万円	トライアル雇用期間3か月×4万円

- (2) ただし、トライアル雇用期間中に、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① トライアル雇用の支給対象期間中に常用雇用へ移行した場合 ② 支給対象者が支給対象期間の途中で離職した場合 ③ トライアル雇用事業主の都合による休業があった場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

などの事情等がある場合は、支給対象期間中に実際にトライアル雇用として就労した日数に基づいて計算した割合に応じて、下表の支給額のとおり支給します。

【計算式】

$$A = \frac{\text{支給対象者が1か月間に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が当該1か月間にトライアル就労を予定していた日数}} \times 100$$

割合	月額（母子・父子家庭の母等）
$75\% \leq A$	4万円（5万円）
$50\% \leq A < 75\%$	3万円（3.75万円）
$25\% \leq A < 50\%$	2万円（2.5万円）
$0\% < A < 25\%$	1万円（1.25万円）
$A = 0\%$	不支給

主な支給要件

1 対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」（12ページ参照）の要件を満たすこと。
- (2) 過去3年間、当該対象者を雇用したことがないこと。
- (3) トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヶ月前の日からトライアル雇用終了までの間、被保険者を事業主都合により離職させたことがないこと。
- (4) 高年齢雇用措置を講じていること。

※上記以外にも要件がありますので、詳しくはハローワークにお問い合わせください。

2 対象労働者

次の（１）～（４）の全てに該当する求職者が本奨励金の対象労働者となります。

(1)	ハローワーク等に求職申し込みをしている者であること。
(2)	常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解したうえで、トライアル雇用による雇入れも希望している者であること。
(3)	ハローワーク等の職業紹介日において、次の①～④のいずれにも該当しないものであること。 ①安定した職業に就いている者 ②自ら事業を営んでいる者または役員に就いている者であって、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の者 ③学校に在籍している者 ④トライアル雇用期間中の者
(4)	次の①～⑥のいずれかに該当する者 ①職業紹介日において、就労の経験ない職業に就くことを希望する者 ②職業紹介日において、学校を卒業した日の翌日から当該卒業した日の属する年度の翌年度以降3年以内である者であって、卒業後安定した職業に就いていない者 ③職業紹介日2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者 ④職業紹介日前において、離職している期間が1年を超えている者 ⑤妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、職業紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない）が1年を超えている者 ⑥職業紹介日において、就職支援に当たって特別の配慮を有する次のア～クまでのいずれかに該当する者 ア 生活保護受給者 イ 母子家庭の母等 ウ 父子家庭の父 エ 日雇労働者 オ 季節労働者 カ 中国残留邦人等永住帰国者 キ ホームレス ク 住居喪失不安定就労者

3 雇入れの条件

対象労働者を次の（１）～（３）の条件によって雇い入れること。

(1)	ハローワーク等に提出された求人に対して、ハローワーク等の紹介により雇い入れること。 ※派遣求人はトライアル雇用の対象とはなりません。
(2)	原則3カ月間のトライアル雇用をすること。 ※事業主と対象労働者との合意により期間を短縮しても差し支えありませんが、支給金額はトライアル雇用を実施した月数分が上限となります。
(3)	雇用期間の定めがないこと。また、1週間の所定労働時間が、原則として通常の労働者と同程度であること。 (※30時間を下回らないこと。ただし、日雇労働者、ホームレスの場合は20時間を下回らないこと)

手続きの流れ

本奨励金の制度活用から受給までの流れは以下のとおりです。

1. 求人申し込み (5ページを参照)

管轄のハローワークへ「トライアル雇用併用求人」として求人票を提出して下さい。



2. ハローワーク等の紹介

トライアル雇用対象者をハローワーク等の紹介で採用して下さい。

※トライアル雇用併用求人のため、対象者以外の紹介も行います。



3. トライアル雇用実施計画書の提出

トライアル雇用開始日(採用日)から2週間以内に紹介状を作成・交付したハローワークへトライアル雇用実施計画書を提出して下さい。



4. 常用雇用移行に向けた取組みの実施

トライアル雇用期間中、常用雇用移行に向けた助言や業務指導を行って下さい。



5. 終了に当たっての常用移行等に関する助言・指導

トライアル雇用終了に当たって、トライアル雇用対象者と話し合い、常用雇用への移行の有無を決定して下さい。



6. 結果報告書・奨励金支給申請書提出

トライアル雇用終了後、2か月以内にトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書を事業所管轄のハローワークに提出して下さい。



7. 支給・不支給決定

審査を行い、支給及び不支給の結果通知を行います。

支給の場合は、指定の口座に奨励金が振り込まれます。